

準備は
お早めに

確定申告

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑧番窓口☎485-2111内線154）

確定申告は確定申告が必要な場合や申告することによって税金が戻ってくる可能性がある場合（還付申告）があります。下記の例を参考にして申告が必要なのか確認しましょう。また、確定申告で分からないことがありましたら左記に記載してある申告相談を利用してください。

確定申告が必要な例

- ・給与収入が2千万円を超えている方
- ・給与を1カ所からもらっている方で、各種の所得金額（給料所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超えている方
- ・給与を2カ所以上からもらっている方で、年末調整がされていない給与の収入金額と各種所得金額の合計が20万円を超えている方
- ・源泉徴収がされていない給料がある方
- ・同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子などをもらっている方
- ・公的年金などを受け取っている方で公的年金の所得金額から所得控除を引くと残額がある方
- ・事業所得や不動産所得がある方で所得税の額が配当控除の額を超える方

申告することで税金が戻る可能性がある例

- ・平成26年中に退職した方で年末調整がされていない方
- ・予定納税をしている方で確定申告の必要が無くなった方
- ・給与所得者で所得控除や税額控除がある方
- ・所得が源泉徴収された公的年金のみの方
- ・台風や火災などで家に損害を受けた方
- ・下記「ほうっておくと損、還付申告もお忘れなく」の内容に該当する方

※上記以外の場合でも申告が必要な場合や、税金が戻ってくる場合があります。

ほうっておくと損、還付申告もお忘れなく

季節雇用で働いている方など、年の途中で退職し「年末調整」を受けていない方は、確定申告により給料から天引きされたままの所得税が戻ってくることがあります。

また、年末調整が済んでいても、次に該当する場合は所得税が戻ってくることがあります。

- 住宅ローンなどを利用してマイホームを取得・増改築した場合。
- 病気やけがのため支払った医療費（公共交通機関で通院された交通費も控除の対象となりますが、自家用車で通院された場合は控除対象となりません）から、保険や助成金の額を差し引いた残額が10万円または所得の5%相当額のいずれか少ない額を超えた場合。
- 年末調整で必要な控除が漏れていた場合。

農業所得のある方へ

酪農経営の収支計算書、成牛の減価償却早見表などは12月下旬に発送済みですが、お手元に届いていない方は問い合わせください。

事業主の方へ

給与支払報告書などの法定調書および償却資産の申告書がまだ未提出の方は、至急提出してください。※提出期限は2月2日(月)です。

平成26年分 申告相談日程表

平成26年分所得の確定申告相談を次の日程で実施します。

申告期限は3月16日(月)ですが、期限間近になると大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、可能な限り次の地域指定日を利用してください。

月日	曜日	受付時間	対象地域	場 所	
2月	16日	月	午前9時30分～午後3時	常盤・川上・川上公住	役場大会議室
	17日	火	午前9時30分～午後3時	開運・旭	
	18日	水	午前9時30分～午後3時	桜・桜公住	
	19日	木	午前9時30分～午後3時	富士・麻生・平和	
	20日	金	午前9時30分～午後2時	久著呂・コッタロ・沼幌	久著呂農村環境改善センター
	23日	月	午前9時30分～午後2時	磯分内市街	磯分内酪農センター
	24日	火	午前9時30分～午後2時	上記以外の磯分内	
	25日	水	午前9時30分～午後2時	虹別全域	虹別酪農センター
	26日	木	午前9時30分～午後2時	共和・下茶安別・中茶安別	茶安別公民館
27日	金	午前9時30分～午後2時	第1・5・6・7・西和・市街・沼の上	阿歴内公民館	
3月	2日	月	午前9時30分～午後2時		上記以外の阿歴内
	3日	火	午前9時30分～午後2時	塘路全域	塘路住民センター
	4日	水	午前10～11時	駒ヶ丘荘 (予定日：悪天候であった地域)	駒ヶ丘荘
	5日	木	午前9時30分～午後2時	共和・下茶安別・中茶安別以外の茶安別	役場大会議室
	6日	金	午前9時30分～午後2時	オソベツ	
	9日	月	午前9時30分～午後2時	ルルラン・栄・南標茶・北標茶・厚生	
	10日	火	午前9時30分～午後2時	五十石・茅沼・シラルトロ・多和・上多和	
	11日	水	午前9時30分～午後3時	全地域	
	12日	木	午前9時30分～午後3時		
	13日	金	午前9時30分～午後3時		
16日	月	午前9時30分～午後3時			

寄附金・義援金を支払った方へ

個人の方が2千円以上の寄附金・義援金を支出した場合には、寄附金控除の対象となる場合があります。この寄附金控除を受けるためには寄附金の領収書が必要です。

復興特別所得税について

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得は、所得税と併せて復興特別所得税が課税されます。

復興特別所得税の税率は所得税の2.1%となります。

事業所得などは直接税務署へ

釧路税務署 (☎0154-31-5100)

障害者控除について

障がい者手帳をお持ちの方は、確定申告時に提示をすることで障害者控除を受けることができます。また、障がい者手帳をお持ちでない方でも障がい者手帳を持っていると同等と認められる場合には、認定申請により控除が受けられます。(例えば、介護保険の要介護認定を受けており一定の基準に該当する方など) 手続きや基準は役場住民課社会福祉係 (1階②番窓口☎485-2111内線132) に問い合わせください。